

令和6年度 第4回 石狩市子ども・子育て会議 議事録

日 時 令和7年1月8日(水) 10時00分～11時40分
場 所 石狩市役所4階 401・402 会議室
出席者 委員:9名 事務局:7名 石狩市長 加藤 龍幸 合計17名

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
会長	吾田 富士子	出席	委員	日下部 匡彦	出席
副会長	伊藤 美由紀	出席	委員	新田 大志	出席
委員	坪田 清美	出席	委員	穴田 めぐみ	出席
委員	河岸 由里子	欠席	委員	青田 奈保子	出席
委員	近藤 宏	欠席	委員	高橋 典只	出席
委員	星野 ゆかり	出席	委員	野口 直美	欠席

事務局	所属氏名	
	子育て推進部長 田村 奈緒美	子ども家庭課長 青山 昌弘
	子ども政策課長 青木 祐一郎	子ども家庭課主査 木本 明美
	子ども政策課主査 中川 陽子	
	子ども政策課主査 田原 朋学	
	子ども政策課主任 瀧坪 真里依	

傍聴者 0名(非公開審議)

次第

1. 開会
2. 諮問
3. 議題

- (1)放課後児童クラブ負担金の減免について
- (2)乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について
- (3)病児保育事業の実施について
- (4)副食費の算定方法の見直しについて

4. 答申
5. その他
6. 閉会

【1. 開会】

○事務局 青木課長

おはようございます。改めまして本年もよろしくお願いいたします。

定刻となりましたので、これより令和6年度第4回石狩市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日の会議は、1時間半程度を予定しております。

それでは、初めに会議の出席状況をご報告します。本日は、近藤委員、河岸委員、野口委員より、欠席の連絡をいただいております。委員12名中、9名の出席です。石狩市子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上が出席されておりますので、本会議が成立しておりますことを報告いたします。

続きまして、本日使用する資料について確認いたします。

・次第

・資料1 放課後児童クラブ負担金の減免について

・資料2 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について

・資料3 病児保育事業の実施について

・資料4 副食費の算定方法の見直しについて

なお、議事に係る資料については、新年度予算の審議に関連する事項であることから、会議は非公開とさせていただきます。会議終了時に回収させていただきます。

資料は全てお揃いでしょうか。不足がありましたら事務局までお申し付けください。

【2. 諮問】

○事務局 青木課長

それでは、本日の審議案件について審議会に諮問します。

加藤市長より手交いたします。

○加藤市長

石狩市子ども・子育て会議 会長 吾田 富士子 様。石狩市子ども・子育て会議条例第2条第2項の規定に基づく諮問について次のとおり、貴会議の意見を求めます。1.放課後児童クラブ負担金の減免について。2. 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について。3. 病児保育事業の実施について。4. 副食費の算定方法の見直しについて。よろしくお願いいたします。

○青木課長

加藤市長については次の公務があるため退席させていただきます。

【3. 議題】

○事務局 青木課長

議題に入る前に委員の皆さまにお願いがあります。

議事録の作成にあたりましては、議事録作成システムを使用しております。

発言いただく場合は、必ずお近くのマイクを使って、なるべくゆっくりとご発言いただきますようご協力をお願いいたします。

では、これよりの進行を吾田会長にお願いします。よろしくお願いいたします。

○吾田会長

皆様、今年もどうぞよろしくお願いいたします。

12月にお集まりいただきまして、年をまたいでまたお集まりいただきました。皆様の貴重な時間をこども一人一人、こどもを支えているおとな一人一人のことを想像しながら、こどもたちやその保護者にとってよき制度になるようにというところで、皆様の専門的な知識をお借りしたいなと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、今回は初めて資料を目にしており、新たに知る制度もあるかと思っておりますので、しっかりと事務局からのお話を伺って、質問は忌憚なくしていただき、より良いものにしていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入りたいと思います。1.放課後児童クラブ負担金の減免についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 田原主査

それでは、私のほうから放課後児童クラブ負担金の減免について説明させていただきます。資料1をご覧ください。

はじめに諮問の趣旨ですが、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブは、平成19年10月より有料化しており、同時に減免規定も定めております。負担金については、2ページ目の中段の②負担金をご覧ください。事業を通年利用する場合は、月額3,500円負担いただき、延長を利用する場合は、そこに500円を加算します。なお、学校の夏休みや冬休みなどの長期休業期間のみ一時利用する場合は、日額で記載のとおり負担いただいております。1ページ1段落目に戻っていただき、減免規定については、就学援助制度該当世帯やきょうだいで同時に2人利用している場合などは、2番目の子の分を2分の1に「減額」し、ここには記載しておりませんが、生活保護世帯やきょうだいで同時に3人以上利用している場合などは、3番目の子の分を「免除」しております。

令和7年4月から多子世帯の更なる負担軽減に向けて、減免規定の一部を見直し、第2子以降の放課後児童クラブ負担金を無償化すること、また、延長加算分については、通常の保育時間から30分延長して特別に実施しているものであるため、保護者に応分の負担をお願いしたく、生活保護世帯などの別事由による免除適用者以外は、無償化を適用しないものとするについて、審議をお願いするものです。

つぎに改定内容の、(1) 同時利用要件の撤廃と第2子以降の無償化についてですが、現行では、きょうだいで同時に利用している上の子から第1子とカウントして、第2子の負担金を2分の1に減額し、第3子の負担金を免除していた同時利用要件を撤廃し、多子世帯のカウント方法を保育料の算定に合わせて、きょうだいが上にいれば、その子を第1子としてカウントする方法に変更し、第2子以降のクラブ負担金を無償化します。

イラストに記載のあるケースで説明させていただきますと、現行では、クラブを利用していない中1の第1子は、負担金を決定するうえでは、カウントの対象外としており、クラブを利用している小3の第2子を第1子としてカウントし、利用分が月額3,500円、延長加算があればプラス500円、小2の第3子を第2子としてカウントし、きょうだい2人同時利用により負担金を2分の1に減額し、利用分が月額1,750円、延長加算があればプラス250円、小1の第4子を第3子としてカウントし、きょうだい3人同時利用により負担金を全額免除としています。

変更後では、クラブを利用していない中1を第1子にカウントし、クラブを利用している第2子以降の小3の第2子、小2の第3子、小1の第4子の利用分は全て免除となります。なお、延長加算分は、今回の減免規定の見直しで免除対象外とするため、延長加算分の負担が発生する場合がありますが、利用分が免除となりますので、結果的に多子世帯の負担軽減となります。

2ページ目、(2) 第2子以降の延長加算分の減免の取り扱いについてですが、(1)により、第2子以降の負担金のうち利用分について無償化しますが、延長を利用する場合は、延長分を加算して負担金を徴収します。なお、現行でも「負担金を2分の1減額する」としている①の対象者については、現行どおり延長加算分の減額を適用します。

なお、イラストにあるように、準要保護世帯、就学援助受給世帯におかれましては、3子ともにクラブを通年利用プラス延長加算ありのケースを例にして説明します。

小3の第1子は現行と変更後でも変わらず、利用分月額1,750円、延長加算250円の合計、月額2,000円。小2の第2子は、現行、利用分月額1,750円、延長加算250円の合計、月額2,000円だったのが、変更後は、利用分が免除となり、延長加算分は変わらず250円の合計、月額250円。小1の第3子は、現行、利用分、延長加算分ともに0円だったのが、変更後は、利用分は変わらず免除となりますが、延長加算分は月額250円を徴収します。世帯でみたときに3子合わせて、現行月額4,000円だったのが、変更後は月額2,500円と月額1,500円マイナスとなりますので、結果的に多子世帯の負担軽減となります。私からは以上です。

○吾田会長

ありがとうございます。只今の事務局からの説明に何かご質問や意見がありましたらお願いいたします。

○伊藤副会長

平成19年度からの有料化の理由は事業の安定的運営というものだったと思いますが、今回、家庭の負担が減るということについては、働きやすくなるなどいろいろな面で良い面が見えるのですが、私は委託を

受け本事業を運営している立場として、事業の安定的運営という部分で、今回の提案により事業収入がマイナスになってしまうのではないかと心配がございます。

兄弟がいる家庭が全体の何パーセントかというのも見えない数字ではありますが、どちらにしても市の収入が減ることには間違いないことだと思いますので、やはり、放課後児童クラブは大切な場所です。利用者も増えておりますので、その運営について余波を受けることはないのだろうかと不安に思っております。そのことについて何かあればお答えいただければと思います。

○事務局 青木課長

ありがとうございます。先ほどご説明しました通り、保育料のカウント方法と合わせた運用になる形ですが、財政負担につきましても試算しており、そこも見込んだうえで、事業の継続的な運営というののも当然見越しながらになります。特に受託者の皆様におかれましては、例えばその分で何かマイナスになるとかそのような影響は当然ありませんので、あくまで利用する保護者の負担軽減ということを主眼に置いて財政的な補填をしながらという施策を考えてございます。

○吾田会長

減収する分については市で負担をするという形になりますよね。どのぐらいの該当者がいるのか言える範囲を数字でお示しいただけますか。

○事務局 青木課長

該当されると見込んでいるのは利用世帯の40パーセントほどになります。また、900万円程度の負担金の収入減を見込んでおり、その分が市の負担になると見込んでおります。

○吾田会長

ありがとうございます。他にご意見はいかがでしょうか。

○穴田委員

今、クラブを利用している方の40パーセントぐらいが該当されるということで、ちょうど我が家も該当になり、大変ありがたいことだなと思います。ただ、次年度4月からの実施ということですので、それに合わせて4月に皆さんにお知らせするという事なのではないでしょうか。子育てしている家庭の中には、やはり、このような良い制度であれば前もって知りたかった方もいらっしゃるのかなと思いました。前もって知っていることにより、親もそれに向けて仕事を探すなど、そういうことができたのかなと思いました。そうすると、現在クラブを利用している方々で40パーセントぐらいが該当していますが、その他にも預けたいという方が増えるのか、その辺りはどうなのかなと思いました。以上です。

○事務局 青木課長

ありがとうございます。先ほども申し上げましたとおり、予算が確定しておりませんので、公表はまだできません。現在、ご利用いただいている、申込していただいている皆様につきましては、確定後、速やかにお知らせして、申請いただけるように考えております。

お知らせ時期としては、2月第1週に新年度予算の報道発表とホームページへの掲載をしまして、また、現在申込されている方には決定通知と一緒にお知らせを送付する予定です。

○吾田会長

貴重なご意見ありがとうございました。そのほかにごありますか。

○高橋委員

第1子の年齢の上限などはあるのですか。

また、準要保護世帯の場合、この図に例えば中学生の第1子を追加した場合は、延長料金が半額になるということでしょうか。

○事務局 青木課長

ありがとうございます。年齢上限についてですが、様々なご家庭ご事情はあるかと思っておりますので、生計を同一としているお子さんかどうかで判断し、一律に年齢で区切ることは想定しておりません。

また、準要保護世帯の場合についてのお示しいただきました例ですと、お見込みのとおり延長料金が半

額となります。

○坪田委員

2ページの一時利用の金額についてどのようになるのでしょうか。

○事務局 青木課長

通年利用の考え方と同じ減免が適用になります。

○穴田委員

現在、小学校3年生までの利用が多いと思いますが、4年生、5年生、6年生も申込みができるので、第2子で4、5、6年生でクラブを利用していなかったけれど、親の負担がなくな行けるようになったら申込みが増えるような見込みもありますか。

○事務局 青木課長

そういった需要の増があるとは思いますが、入所の際は点数により優先順位がつけられますので、学齢が上がるとその点数は比較的低くなりますので、申込みいただいても今までどおり学齢が低いほうが優先されるという形にはなります。

○吾田会長

いろいろと質問をいただいてさらに詳しく分かってよろしいなと思います。他にございませんでしょうか。

それでは、本会議としては、この市の原案について妥当であるという判断でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのような内容で答申したいと思います。

続きまして2つ目、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、事務局からお願いいたします。

○事務局 木本主査

子ども家庭課の木本です。私から、乳児等通園支援事業、いわゆる、こども誰でも通園制度の設備及び運営に関する基準について、ご説明させていただきます。資料2をご覧ください。

児童福祉法の改正により、乳児等通園支援事業を実施する場合、市町村は条例で、設備及び運営に関する基準について定める必要があり、事業者は条例の基準を遵守する必要が定められました。

元となる国の基準がまだ案の段階ではありますが、国が定めた「基準の区分」としては2つあり、1ページ下段に記載しているように、国の基準に従い定める「従うべき基準」と、国の基準を参考にして定める「参酌すべき基準」がございます。

2ページ以降でお示しする基準案は、こうした国の2つの基準を踏まえ、条例の骨子となる石狩市としての基準案を作成したものであり、事業者を認可する際の基準となる市の考え方を示したものとなっております。

なお、この基準案は、国の基準が、現行の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」と同じ水準で定められていることから、市の条例は、現行の「石狩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正して規定することとし、令和7年第1回石狩市議会定例会に提案予定となっております。

それでは、まず、乳児等通園支援事業について簡単にご説明します。本事業は、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

乳児等通園支援事業はすでに今年度から試行的事業として、道内では札幌市などをはじめ、全国約120自治体で実施されており、令和7年度には子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されます。

令和7年度の制度内容として、対象は、0歳6か月から満3歳までの未就園児、利用可能時間は、こども一人あたり月10時間を上限とし、実施方法は、2つの方法が示されており、施設の空き定員に関わらず、一定数のこどもを受け入れる一般型と、施設に空き定員がある場合、空き定員の範囲内で実施する余裕活用型がございます。

本市では、令和8年度の本格実施前に、保護者のニーズや事業運営に係る課題点を洗い出しするため、

令和7年度に市内数園でモデル的に実施を検討しております。

続いて、市の基準案の具体的な内容についてご説明いたします。2ページをご覧ください。

基準案については、内閣府令で定められた国の基準に準拠しており、2ページの「1総則」(1)乳児等通園支援事業者の一般原則から11ページの「3雑則」(1)電磁的記録まで全23項目が示されております。

主な内容としては、2ページから7ページまでは「総則」として、2ページでは「非常災害対策」、3ページでは「安全計画の策定等」、4ページでは「職員」に関する事項、5ページでは「衛生管理等」、6ページでは「内部の規程」などを定めています。

次に、7ページでは、先程少しご説明しました、乳児等通園支援事業の実施方法として、「一般型」と「余裕活用型」の定義について定めており、8ページから10ページまでは「一般型乳児等通園支援事業」の設備及び職員に関する基準などについて、また、10ページ下段から11ページまでは「余裕活用型乳児等通園支援事業」の設備及び職員に関する基準などを定めています。

次に、表の見方ですが、表の左側から国基準の内容が書かれてあり、真ん中に基準の区分「従うべき基準」なのか「参酌すべき基準」なのかと、右側にそれに対する市の考え方を示しております。

また、全体を通して、「参酌すべき基準」に対する市の基本的な考え方としては、2ページ以降で記載しているとおり、「本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。」こととしております。

なお、基準案の中で、国の参酌すべき基準と異なる部分は1点のみです。

8ページ第2節一般的乳児等通園支援事業の(1)設備の基準(府令第21条)の⑧で、乳児室、ほふく室、乳児等通園支援室又は遊戯室(以下「乳児等通園支援室等」という。)について、国の基準では2階以上という書き方、つまり3階以上にも設けることができる基準として定められておりますが、本市では、乳幼児の避難安全性の確保の観点や、市内施設において、3階以上に保育室を設置している認定こども園がないことに加え、先程ご説明したとおり、現行の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」においても、こうした考え方により、市独自の基準として、小規模保育事業所等では、すでに乳児室等の設置階を2階以下としていることから、今回新たに定める乳児等通園支援室等の設置階についても同様に、「原則2階以下とする。」としております。

最後に、本日ご説明しました市の基準案については、今後乳児等通園支援事業を実施するにあたり、市内認定こども園等の子育て関連施設に密接に関係する内容であることから、昨年末に市内認定こども園及び事業所内保育事業所と、地域子育て拠点施設を運営する事業者の皆様はこの基準案をお示したうえで、ご意見を伺ったところ、全ての施設の皆様から、市が作成した基準案のとおりで問題ないとの回答をいただいておりますので、その旨併せてご報告いたします。私からは以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○吾田会長

ありがとうございました。この案件については、国のほうでもまだ案の状態ということですので、もしかしたら国のほうで変更がありうるというような条件付きで、ほぼ国の基準どおりという形で考えられているということですね。国の基準ではないところについても、よりこどもの安全を考えてという形で、策定されておりますし、各関連施設、保育施設は、これで了解ということのようです。

これについて、皆様から質問やご意見はございませんでしょうか。

こども誰でも通園制度については私たち専門家から見ると心配な部分もあります。特に、余裕活用型ではなく、一般型ですと待機児童がいるような施設に更にとというのはどうなのだろうと。時間数についてもこの時間でいいのかという課題もあるかと思っておりますので、動き始めていますし、試行しながら改善していくのかなと思います。いかがでしょうか。星野委員どうですか。

○星野委員

園などとは問題ないというお話が進んでいるということだったのですが、私の思いとしては、例えばファミサポの40時間無料で利用できるスタンプカードが発行されているのですが、40時間利用出来て本当に助かりましたという方と無くて頑張れたかもしれないけど、利用したいという方がいらっしゃるという現状で、本当に必要だった方が使いたいときに利用が難しかった現状があったものですから、皆さん平等であって良かったというところはあると思うのですけれども、本当に必要な方が使いたい時に使えなくなった場合はどうなるのかなというふうに思っているところです。

○吾田会長

ありがとうございます。ご意見というところで受け止めさせていただきます。その他、皆様いかがでしょう

か。特にございませんか。

令和8年度から実施するために令和7年度から試行的に実施するということですね。実施場所については、申出のあった園に願ひする形になるのでしょうか。

○事務局 青山課長

子ども家庭課の青山です。来年度から、予算をとってモデル的に実施するという意味合いでスタートしていきたいなと思っております。どこの園でやるかというのは、先ほども話がありましたけども、市内の保育の利用状況を見るとほぼ定員が埋まっている状況で、区分の中で言うと余裕活用型という形で出来る園というのは、ほぼ、花川エリア付近ではないのかなというふうに思っております。

そういった中で、令和8年度の本格実施に向けて、今後どれぐらいの利用ニーズがあるのか、利用者が使っていくうえで、例えばこういう部分があったらいいとか、さまざまな課題とかも見つかってくると思いますので、そういった意味で複数の園でトライアルをしてみたいという考えですが、現状を考えますと、やはり余裕がない状態でモデル的にやるには、既存の取り組みを活用してやるしかないなというふうに思っています。

具体的には、今一時保育事業があるのですが、それは保護者が例えば病院に行く、短期間の就労でどうしても自宅で子どもを見られないという場合に、一時的に保育所に預けられる事業になっています。こういったものを行っている認定こども園が3園あり、その一時保育の枠を使って隙間がある時に、誰でも通園制度という形で、利用してもらう。あるいは、市内の幼稚園の2歳児のクラスを受け入れているプレ幼稚園という取り組みをやっている園があります。2歳にはなりますが、その2歳のプレ幼稚園の枠を使って誰でも通園制度という形で実施して、利用のニーズなどを把握していこうといった形で、市内の複数の園で取り組んでいけたらと考えているところです。

先ほども話がありましたが、使って良かったと思えるものを目指して令和8年度から取り組んでまいりますので、利用された方には、例えばアンケートに回答いただくなど、本格実施に向けて様々な課題や利用に向けた考え方をまとめて進めていきたいと思っております。

○吾田会長

ありがとうございます。これは利用料がかかるのでしょうか。

○事務局 青山課長

利用料は国のほうで1時間あたり300円を一つの基準案として示しております。ただ、自治体によってその設定というのはそれぞれ考え方によって決めることができますので、今後予算が確保できると決まった際に改めて、料金の設定の考え方も含めて、次の2月中旬の会議の場で皆さんにご説明してご審議をいただきたいと思っております。

○吾田会長

ありがとうございます。毎日のように通園しているこども達と違って、時々来ることを想定すると、通常の保育の状況と異なり一時保育の状況に近いのかなと思いますが、より良いものになっていくように実施していくということですので、市の提案について皆様よろしいですかね。

○坪田委員

一般型という形で進めていくというお話でしたが、例えばプレ幼稚園の利用料よりこちらの制度を使ったら金額が下がるということが出てくると思いますし、一時保育については現在、予約を取るのが難しかったりする状況で、必要な方が一時保育を申し込みで利用しようとしたときに、この制度によって必要な方が利用できないなどの支障をきたさないようにしていく必要があると思います。

うちの園でいうと、余裕活用型はできませんし、一般型もやはり一般の保育のほうに小さい赤ちゃんは受入れられないかなと思ったときに、人さえいれば支援センターの預かりであればできるのかなと思っていますが、今現行制度を使っている方々に支障がないように進めていただければと思います。

○事務局 青山課長

貴重なご意見ありがとうございます。坪田委員のおっしゃるとおりでして、現行制度を活用してモデル的にやると言いつつ現行制度を使っている方が利用しにくくなるのではまったく意味がありませんので、そういった現行制度の利用できる環境を維持しつつ、その隙間があれば、この誰でも通園制度の試行的事業として実施していきたいという趣旨でございます。

細かい具体的な話になりますが、例えばプレ幼稚園だと一定の料金を払って利用されている方がこの誰でも通園制度を利用するとどちらの利用料金が安くなるのかという話も当然出てくると想定しております。

今後、具体的にプレ幼稚園を実施している園の事務が煩雑になってしまう部分もあるかと思いますが、それだと実施してもらう園にご苦労かけるようなことも想定されますので、どのようなやり方が一番効率的か、利用者の皆様にもご不便をお掛けしないか、その辺も検証しながら、今後進めていきたいと考えております。

○吾田会長

ありがとうございます。本当に必要な方が利用できるということを基準において進めていくという形になりますかね。試行しながらやっていただきたいと思います。

それでは、この件につきまして、皆様、市の原案について妥当であるということによろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、そのような内容で答申したいと思います。

続きまして、3番目に病児保育事業の実施について事務局からお願いいたします。

○事務局 青山課長

病児保育事業の実施について、説明いたします。資料3をご覧ください。

はじめに、1ページの「1 事業目的」と「2 事業概要」についてであります。病児保育は、就労等で病氣中のこどもを自宅で看護できない場合に、一時的な保育サービスを提供することで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的として実施するものであり、具体的には、「2 事業概要」に記載のとおり、例えば、インフルエンザ等の感染症の回復期に至らない場合で、かつ、当面の症状の急変が認められない場合に専用の病児保育室にて一時的に保育する事業となっております。

なお、今回新たに設置される病児保育室は、小児クリニックに併設された施設となっていることから、医師との連携や看護師の配置等、安心・安全な利用者への対応が図られ、円滑な事業運営が期待できるものであります。

また、認定こども園等で児童が急に体調不良となった場合の送迎対応も実施する予定としております。送迎の詳細については後ほど説明いたします。

次に、「3 利用対象児童」につきましては、市内の保育施設及び小学校等に通っている0歳6か月から小学3年生までの児童を対象とする予定となっております。

次に、「4 新設する病児保育室の概要」につきましては、

事業実施者は、NPO 法人ソルウェイズ、開設場所は、花川南2条3丁目で地域交流プラザあいまちの隣に建設中です。利用定員は、1日4名。開室時間は、平日月曜日から金曜日の午前8時30分から午後6時まで、事業開始日は、令和7年4月の予定となっております。

次に、「5 利用者負担額(案)」につきましては、児童1人あたり5時間未満の利用で1回 1,000 円、5時間以上の利用で1回 2,000 円を基本とし、生活保護世帯や住民税非課税世帯は無料、住民税が均等割のみの課税世帯は半額としております。

続きまして、2ページをご覧ください。利用者負担額の設定にあたっての考え方等について説明いたします。まず、(1)では、病児保育事業の利用ニーズについて掲載しております。

昨年2月に実施した就学前世帯を対象とした調査結果は表のとおりとなっており、こどもが病気で保育所等を利用できなかった際に、できれば病児保育を利用したいと思った世帯の割合は 50%となっております。

次に、(2)では、2ページ中段から3ページ中段にかけて、本市で既に実施している病後児保育の利用料金のほか、管内他市における病児保育との比較や、他の子育て関連事業の利用料金について掲載しております。

こうした内容を総合的に勘案し、病児保育の利用者負担額につきましては、既に実施している病後児保育と同一の金額で設定することが、全国の統計調査の状況等とも同水準であり、また、管内他市と比較しても利用しやすい料金体系となっていることから、適正であると判断したところであります。

続きまして、3ページ下段の(3)から、送迎について説明いたします。

まず送迎サービスのイメージについて、4ページの図をご覧ください。

基本的な内容や流れとしましては、図の①から順に見ていきますと、保育所等で急にこどもが体調不良となった際に保護者へ連絡が入りますが、仕事で迎えに行くことができない場合に、②で送迎サービスを利用したい旨を病児保育室へ連絡し、③で保護者に病状の聞き取りを行い、病児保育室での預かりが可能と

判断された場合に、④で保護者から保育所等へ送迎サービスを利用することを連絡するという流れで進みます。

そして、⑤で病児保育室の看護師または保育士が保護者の代わりにタクシーで保育所等へ迎えに行き、こどもと一緒にタクシーで病児保育室へと移動し、⑥で併設する小児クリニックで医師の診察を受けて、特段問題がなければ、保護者がお迎えに来る時間まで一時的に保育する事業となっております。

それでは3ページに戻っていただきまして、送迎の利用料金の設定についてであります。基本的な考え方としては、送迎利用はサービスの分類として、選択的なサービスであることから、利用料金については、利用する方としない方の受益者負担の公平性の観点から実費負担を基本としながら、他自治体の導入事例等も踏まえて検討いたしました。

検討のポイントとしては、①として、病児保育室から市内花川地区等の認定こども園 13 園までの往復の平均距離は約4kmで、往復のタクシー代金は平均で2,000 円程度となっております。なお、参考までに、最も遠い距離の園では、往復で約 10 km、タクシー代金は 4,000 円程度となります。

②として、全国の送迎サービスを導入している自治体の料金設定を見てみますと、利用料金を無料や実費の一部負担等としている自治体が多数あり、子育て世帯の負担軽減を図っている状況が確認できます。

これらを踏まえまして、本市の病児保育事業における送迎1件あたりの利用料金としては、タクシー代金の実費負担としつつ、上限を 2,000 円に設定したところであります。説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○吾田会長

ありがとうございます。いざという時にあると大変ありがたいことですが、ないに越したことがないと思いつつも、制度を整えていくということですが、皆さまいかがでしょうか。

○日下部委員

説明の図は認定こども園さんになっておりますが、小学校3年生までが対象ということですが、これは小学校も可能なのでしょうか。

また、4名という定員がありますが、例えば体調が悪くなった児童が使いたいというときは4名までしかだめなのか、送迎の部分は4名を超えてもいいのかというのはどうなのでしょう。

○事務局 青山課長

ご質問ありがとうございます。送迎対応につきましては、基本的には認定こども園をイメージして、今事業者と協議中ですが、もちろん利用対象者が小学3年生までということで、小学生のお子さんも含められますので、小学校への送迎も事業当初から実施できるかどうかという部分は、事業者と調整しております。

もちろん小学校の低学年のお子さんも、体調不良で施設で一時的に保育していただきたいというニーズも一定数あると思いますので、可能な限り前向きに検討してまいりたいと思いますが、定員が4名ということで、病児保育という形で初めてで、まだ熱があるようなお子さんも対象となりますので病後児よりも症状としては重いと思っています。具体的には4名を基本としながら、プラスアルファを含めてどれぐらいの対応ができるかというのは、ある程度事業がスタートしてから状況を見ながら判断していくという部分もございますので、できる限りニーズにお答えしたより使いやすい事業として進めてまいりたいと思っておりますが、調整中の部分もございますので、検討を進めてまいりたいと思います。

○吾田会長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

病児保育というのは保育を前提にしているので、具合が悪く、保育園にも行けないという中で、専属の保育士さんがクリニックにいて、保育してくださるということですね。

○日下部委員

4ページ目の図を見ると、小学校でもよく保健室で急に熱が出て、保護者に連絡をします。連絡しても、保護者はすぐには迎えに行けませんという例が多く、結局3時ぐらいまで待ってくださいというケースが多いのですが、これで図にあてはめると、児童の体調不良の連絡を保護者からすれば迎えに来ていただくことは可能になるということですね。学校にとっては大きなメリットがあると思っていたので実現すれば良いなと思いました。

○吾田会長

病児保育には事前登録が必要ですね。

○事務局 青山課長

特に送迎事業につきましては、事前登録は必須になります。基本的な利用はもちろん事前登録はあるのですが、急に明日使いたいってなっても、通常の利用であれば利用できますが、送迎の場合は、保護者の代わりに迎えに行くことになりますので、必ず事前登録が必要になっていると、他市の事例を見てもそのようになっています。

事業がスタートする際には、まず利用するには、事前登録が必要だという周知をきちんと行って、いざとなったときに、使えるために登録はしておいたほうが良いですよと、そういったことがきちんと伝わるように、ご案内したいと思っております。

確かに具合が悪くなり、送迎を利用し迎えにきてもらう場合についても、やはり症状によると思います。会長が仰るようにあくまでも保育になりますので、普通であれば、病院に行ったほうがいいよ、というふうになるケースが多いとは思いますが、医師の診察を経て保育として、一時的に過ごすことが可能であるという判断がされた場合には、利用していただく、医師の診察によっては、改めて保護者に連絡をとってすぐ迎えに来てくださいというふうになるケースももちろんありますので、それは症状によってだと思います。

自治体によっては、あらかじめ目安などを定めているところもありまして、例えば熱だったら38度以上だったら、利用はできないなどあります。その辺の水準をある程度決めてスタートするのですが、あくまでも症状によるのかなと思っております。

○坪田委員

当園では、病後児保育をやっているのですが、病後児の場合は一度病院に行ってその日は熱が高かったりすると休んでいます。でも、熱が下がっているけれど感染症のため、次の日も次の日もまだ、保育園に行けないというような時に、前日の3時までには、申込と登録と一緒にできますので事前登録が出来るということになります。病後児保育の場合は一度診察も受けていて、医者の意見書も必要で提出されます。

病児保育の場合は、保育園で熱が出て、事前登録済みの場合には送迎の申込をし、病児保育を使うというパターンになるかと思えます。

先ほど話にあったように重症なのか、重症じゃないのかといった、病児保育を利用できるのかどうかというのは保育園の先生や保健室の先生が保護者に伝えたニュアンスによるところもあり難しい部分もありますよね。施設から病児保育室に直接行くというパターンが非常に難しいというか、利用があるのかなと思います。

当園で病後児保育を実施していますが、1日預かると2,000円プラス400円ぐらいの食費がかかるので、2,400円かかるんだなということが分かった時点で、検討しますという方もおられ利用が少ない状況があります。送迎をつけると、4,000円と言うことになりますので、そこで戸惑う保護者もいると思います。

また、もう一点ですが、この病児保育も1日やっていますので、例えば未満児さんですと給食と午前のおやつ、午後のおやつが必要ですので、その辺は外注先から来るのか、この病院で用意するのでしょうか。

○事務局 青山課長

まず食事についてですが、例えば長時間滞在する場合には食事を出すとか、そういったことも考えられますので、その対応ができるように準備を進めていると確認しております。ただ、自園調理みたいな形とは違いますので、こういった形で対応できるかというのは、他の自治体の施設の例等も参考にしながら、今事業者の方で検討していると聞いております。ただ、病児保育室を実施するには調理設備がなければ駄目という決まりがありますので、設備自体はございますので、調理師の確保も含めて、今こういった形でやるかというのは対応中と聞いております。

利用料金についてですが、通常2,000円かかります。そして、距離にもよりますが、タクシー代で上限2,000円がかかります。それに加えて小児科の初診料の580円がかかるので、大体4,000円から5,000円はかかることになります。それで料金がそこまでかかるのであれば利用しないと考える保護者もいることは想定していますが、他自治体の例を見ても、そこまで年間の利用件数が、例えば3桁になる等は想定できませんが、ただ受け皿として、やはりすぐに迎えに行けないので、そういった施設を利用したいといったニーズがあることも、ほかの自治体の取り組みからも確認できておりますので、様々なニーズに応える保育の受け皿という意味では、この事業を利用したいという方のために進めてまいりたいと考えて

いるところです。

○坪田委員

この病児保育については、もしもの時のために事前登録をしておく必要があるということですよね。制度の周知と共に事前登録が必要ということも周知していくことで利用が広がるのではないのでしょうか。熱が出てその際に電話をしても事前登録にはならないということですよね。

○事務局 青山課長

事前登録の方法は様々ありますが、基本的には現在、病後児保育で実施しているように、基本は前日までに登録をしないと翌日には使えないのではないかと考えています。

ただ送迎に限って言えば、保護者と一緒にこどもが来るわけではないので、こどもの情報が全くない状況で迎えに行くことになるので、それは事前登録が必要であろうと考えています。

通常の朝から利用する場合は、出勤前などに保護者がこどもを病児保育室に連れてきますので、そのときに聞き取りができる部分がありますが、できれば事前に登録をしてあったほうが、よりスムーズに保護者が出勤前に手続きを終えて施設を利用できるのではないかと思います。少なくとも、現在病後児保育でやっているような事前登録の方法はやっていかなければいけないかなというふうに考えています。

あと1点違うのは、医師の診察がすぐその場でできるという部分がありますので、医師の意見書が病後児保育であれば必要なのですが、医師の意見書がすぐその場でもらえるというところが一つ便利なのかなと思っていて、お子さんと一緒に朝来て、医師が診察して、やはりこれはちょっと症状的には一時保育は難しいと判断したら、その場で使えないとか、逆にリアルタイムでその日の朝すぐ診察を受けて、医師の意見として1日施設で預かることができますよというふうに判断してもらいますので、医師の意見書という部分においては柔軟に対応できるのではないかと考えております。

○吾田会長

ありがとうございます。あくまでも保育ですので、救急搬送が必要な症状以外の場合に保護者に相談しながら利用が検討されるということですね。穴田委員は保護者の立場からどうですか。

○穴田委員

星野さんのところのファミリーサポートセンターやぽけっとママなどの預かりをこどもが小さいころからよく利用させていただいていたのですが、こどもの個人差として、うちの子は人見知りがあるので何度も会って、この大人の人は安心できる人なのだというのがこどもがわからないと、親として心配な部分がありました。

病院に連れていってくれる人のことを事前に分かっていたら大丈夫な子もいるかと思うのですが、うちの子ですと、自分の体調が悪くて、不安なときでもありますので、4年生以上にならないと利用は難しいのかなと思いました。ただ仕事をしている親としてはすごくありがたい制度だと思います。

○伊藤副会長

放課後児童クラブも3年生までの児童がほとんどですので関係があるかと思っています。病後児の話になってしまうかもしれませんが、薬を飲むと症状も落ち着いているものの登校はできないという場合もありますし、最近では両親ともに日帰り東京出張でどうしてもすぐに迎えには行けないなどの場合もありますので、そういった可能性のあるご家庭は事前登録をしておくことで利用できるということなど、制度について、きちんと伝えていただきたいと思います。この制度を利用できることで助かるご家庭もあると思います。

○星野委員

ファミリーサポートセンターでは、病児の預かりをされていて、コロナ禍前は病院受診もしていました。事例は少ないですが、保育園のほうから迎えに来てほしいと連絡があったけれど迎えに行けない保護者からセンターのほうに連絡があり、サポートさんを探して、サポートさんが保育園にタクシーで迎えに行き病院を受診してセンターで預かるということが今までにありました。

やはりハードルの高い事業ではありましたが、これが病院で診てもらえる病児保育室というのは本当に心強いと思います。コロナ禍後は受診後の預かりということで徹底しているので、このように受診をサポートさんをお願いすることはないのですが、ここが定着すると本当に助かる保護者が沢山いるなと思って

聞いていました。

○吾田会長

ありがとうございます。そのほかいかがですか。

ここができましたら、内覧会のようなものを開いて皆さんに見学していただくというようなこともあるそうなので、そういう意味では皆さん知っていただくような機会があるのかなと思っております。

○事務局 青山課長

オープンが4月中の予定となっていますが、GWも近いですので、もしかしたらオープンを少しずらして、内覧会のような形で連休前や連休中に多くの方に見てもらいたいというような考えもあると事業者から聞いております。

いろいろとご意見いただいてありがとうございます。やはり、周知もすごく大事だと思っております。市内の認定こども園、小学校など利用される保護者の方々がきちんとした情報を持って、登録のやり方も含め理解していただけるように、また利用できるように、周知についてやっていきたいと考えております。

○吾田会長

ありがとうございます。それでは、この件に関しましては、市の原案について妥当であるという判断でよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、そのような判断を進めていきたいと思います。

それでは、最後に、副食費の算定方法の見直しについて、事務局よりお願いいたします。

○事務局 青山課長

それでは、副食費の算定方法の見直し、第2子以降の無償化について、説明いたします。資料4をご覧ください。

はじめに、副食費の基本的な考え方について説明いたします。副食費とは、給食の食材料費のうち、いわゆるおかず代やおやつ代のことであり、一方で主食費とは、ごはん代などのことを言います。

左側の図のとおり、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化以降、3歳以上のこどもの保育料が無料となりましたが、主食費・副食費については、無償化後も実費徴収分として、保護者が負担することとなっております。

また、右側の図のとおり、3歳未満のこどもの主食費・副食費については、制度上、保育料に含まれており、保護者が負担する形となっております。

それでは、具体的な見直し内容につきまして、資料の下段のイメージ図をもとに説明いたします。

まず、図の①のとおり、本市では、保育料の算定において、今年度から市独自に、世帯の収入やきょうだいの年齢に関係なく第2子以降の保育料を無償化しています。

無償化にあたっては、年齢制限を撤廃しましたので、第1子、図の例の場合は、小学生の6歳のこどもはそのまま第1子としてカウントしています。

一方、②の副食費については、国の基準に基づいて算定しており、制度上、年収360万円未満相当世帯と第3子以降のすべてのこどもは副食費が免除される仕組みとなっております。

しかし、国の基準では多子のカウント方法に年齢制限があるため、この図の例の場合、小学生の6歳のこどもはカウント対象外、4歳のこどもが第1子、3歳のこどもが第2子とカウントされ、ともに副食費は有料となることから、現状、保育料①と副食費②では異なる取扱い、算定方法となっております。

よって、子育て世帯に分かりやすく利用しやすい制度として運用するため、副食費の算定方法についても保育料と同様の制度とすることとし、図の③のとおり、令和7年度から市独自に、世帯の収入やきょうだいの年齢に関係なく、第2子以降の副食費を無償化するものであります。

なお、今回の見直しにより副食費が新たに無料となる対象者は約500名、影響額、必要な予算額としては、約2,900万円となっております。説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○吾田会長

ありがとうございました。この議題について、質問やご意見がございましたでしょうか。

保護者の方も国の基準ではなくて、この案のほうが分かりやすいのかなと思います。

○坪田委員

現在ある生活保護世帯の副食費減額の制度についてはどのようになりますか。変わらないということでしょうか。

○事務局 青山課長

収入が一定以下の世帯については第1子から免除になっていますのでそこは変わりません。今回は第2子以下を全て免除、無料にするということなので、現在、免除になっている方は変わらないという認識で間違いないです。

○吾田会長

その他にございますか。よろしいでしょうか。そうしましたら、この案につきましても、原案について妥当という判断で行きたいと思います。ありがとうございました。

これで諮問にかかる内容については、すべて原案通りということで判断させていただきました。次に答申書を皆さんにご確認していただきます。

○事務局 青木課長

ありがとうございます。今、答申案を作成させていただきますので、10分ほど休憩させていただきたいと思います。

【4.答申】

○吾田会長

お手元の答申書(案)をご覧ください。不足している内容などありましたら発言いただければと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、お手元の答申書のとおりに答申するということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、答申書については後ほど田村部長にお渡ししたいと思います。

【5.その他】

○吾田会長

次に、その他として事務局よりお願いします。

○事務局 青木課長

長時間にわたりご議論をいただきありがとうございました。

次回は2月中旬の開催を予定しております。近日中に日程確認のご案内をいたしますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の資料については回収させていただきますのでそのまま机の上に置いていただければと思います。

【6.閉会】

○吾田会長

ありがとうございました。11時半くらいまでということでしたが、いろいろと初めて目にする資料を皆さんと議論させていただきまして、少し遅くなりましたが、ご協力いただきましてありがとうございました。

2025年の年頭より子どもや保護者に関することを皆さんと一緒に考えられたこと本当に感謝しております。

今年も石狩市の子どもたちが支えられ、権利を守られて健やかに成長していくように、また関わっていらっしゃる皆様自身も健康で良い活動ができますようにと願って、この会を終わりにしたいと思います。どう

もありがとうございました。

令和7年 / 月 3 / 日 議事録確定

会長 吾田 富士子